

デモクラティックスクールくまのび 定款

(名称)

第1条 この団体の名称は、「デモクラティックスクールくまのび」とする。
以下、本会と呼ぶ。

(所在地)

第2条 この団体を次の所在地に置く。

〒647-1221 和歌山県新宮市熊野川町西敷屋1022

(目的)

第3条

本会は、フリースクールの運営を通して、子ども一人一人が主体となる学びと成長の場を提供し、子どもたちの多様な学び方・生き方を支援する。
さまざまな事情から不登校となった児童生徒も含め、本校を選択するすべての子どもたちに、本人の主体的な興味・意欲・ペースを尊重した支援を行う。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1) フリースクール運営
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、学校にスタッフ又は生徒として関わる意志のある者が、入会届を代表に提出し、学校会議（スタッフ、参加者全員で構成する）が承認した者とする。

(退会)

第6条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡した時
- (2) 連絡がとれなくなってから3ヶ月経過した時

(役員)

第7条 本会の役員として代表1名、会計1名、監査役1名を置き、任期は3年とする。ただし再任は妨げないものとする。（人員が少ない時は、代表と会計は兼任を認める）

(役員の役割)

第8条

- 1 代表は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 会計は本会の会計を担う。
- 3 監査役は会の業務及び財産の状況を監査する。

(総会)

第9条

- 1 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 事業報告及び収支予算
- (3) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、1名以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の2/3以上の賛成をもって成立するものとする。

(財務)

第10条 活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、毎月定期に代表者の閲覧を受けるものとする。

第11条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

会費は、毎年3月にその年の実績から翌年の会費を検討し、総会での承認によって決まるものとする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金の非分配)

第13条 本会は、剰余金の分配を行わない。

第14条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(残余財産の帰属)

第15条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、和歌山県新宮市に譲渡するものとする。

(設立年月日)

第16条 本会の設立年月日は、平成30年4月1日とする。

附 則

本会則は、設立の日（平成30年4月1日）から施行する。